

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、実行性のある総合的な子育て支援の取り組みを推進していくため、平成15年7月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

これにより、すべての自治体において次世代育成支援施策の指針を示した行動計画の策定が義務づけられています。

本市においては、平成17年度を初年度とし平成21年度までを計画期間とする「次世代育成支援行動計画（前期）」（以下、「前期計画」という。）を策定し、具体的かつ総合的な子育て支援施策を推進してきました。

前期計画の最終年度となる平成21年度を見直し期間として位置づけ、前期計画の進捗状況の評価、分析等を行うとともに、平成20年度に行った次世代育成支援行動計画ニーズ調査の結果を踏まえ、平成22年から平成26年度までを対象期間として、新たな子育て支援施策の基本指針を示した「次世代育成支援行動計画（後期）」（以下、「後期計画」という。）を策定します。

2 計画策定の目的

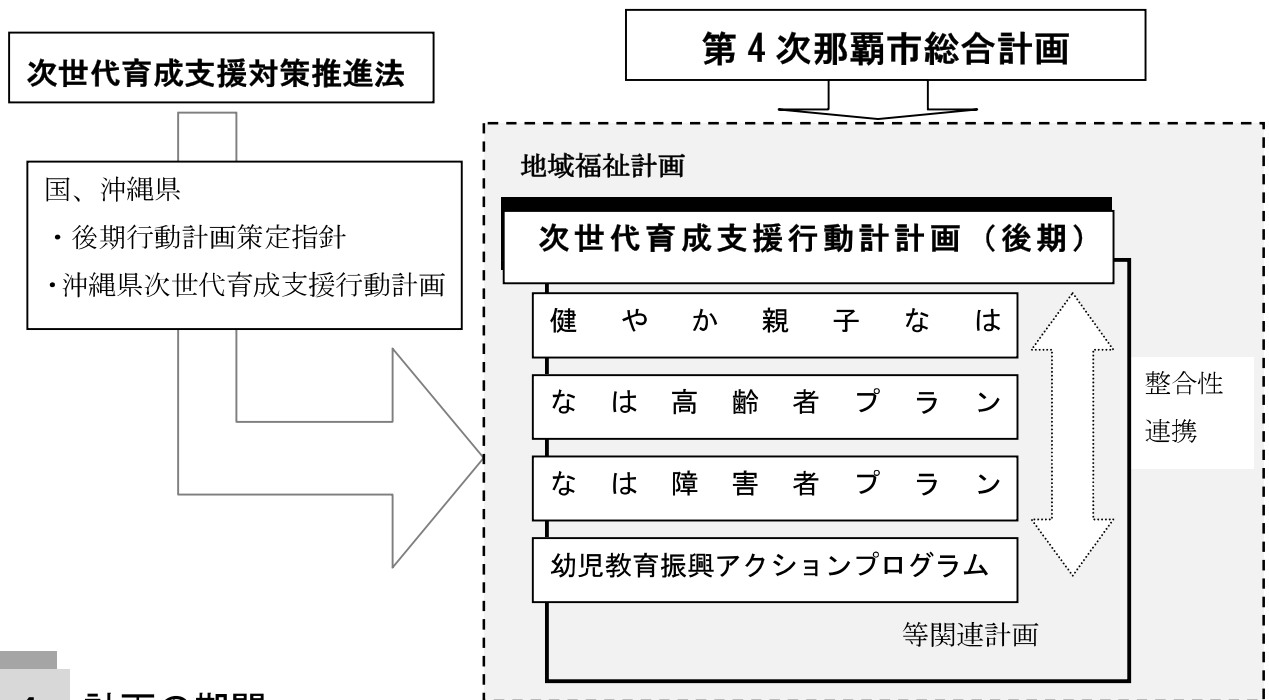
少子化の動向を踏まえ、平成19年2月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援枠組みの構築」を車の両輪として個別施策を推進する必要があるとされています。

次世代育成支援対策のために10年間の集中的、計画的な取り組みとして新たな視点と課題を踏まえつつ、今後、市が進める子育て支援の基本的方向性や目標事業量を示すものとします。

次代を担う子どもたちが健やかに育まれるとともに、子育てを行う保護者がゆとりを持って安心して子どもを産み育てることができる地域社会を目指します。

3 計画の位置づけ

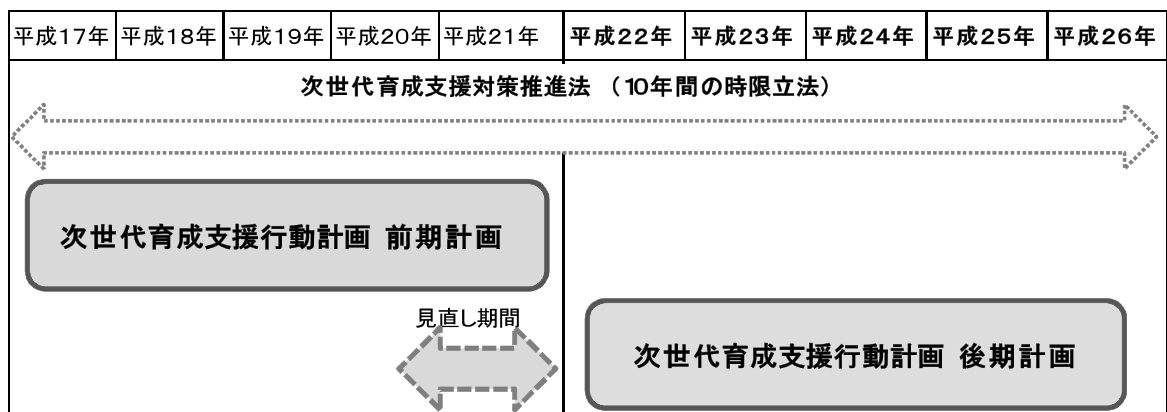
次世代育成支援行動計画は、次世代育成対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。
第4次那覇市総合計画を踏まえ、那覇市地域福祉計画並びにその他関連福祉計画等との整合性を図るものとします。



4 計画の期間

後期計画は、平成21年度において前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5カ年を計画期間として計画を推進していきます。

なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し修正等を行うこととします。



5 計画の対象及び範囲

本計画が、子どもの健やかな成長と安心して子どもを生み育てることができる地域社会の形成に向けた行動指針を示すものであることにかんがみ、その対象をすべての子どもと子育てを行う家庭、地域、企業、行政等の個人と関連団体とします。

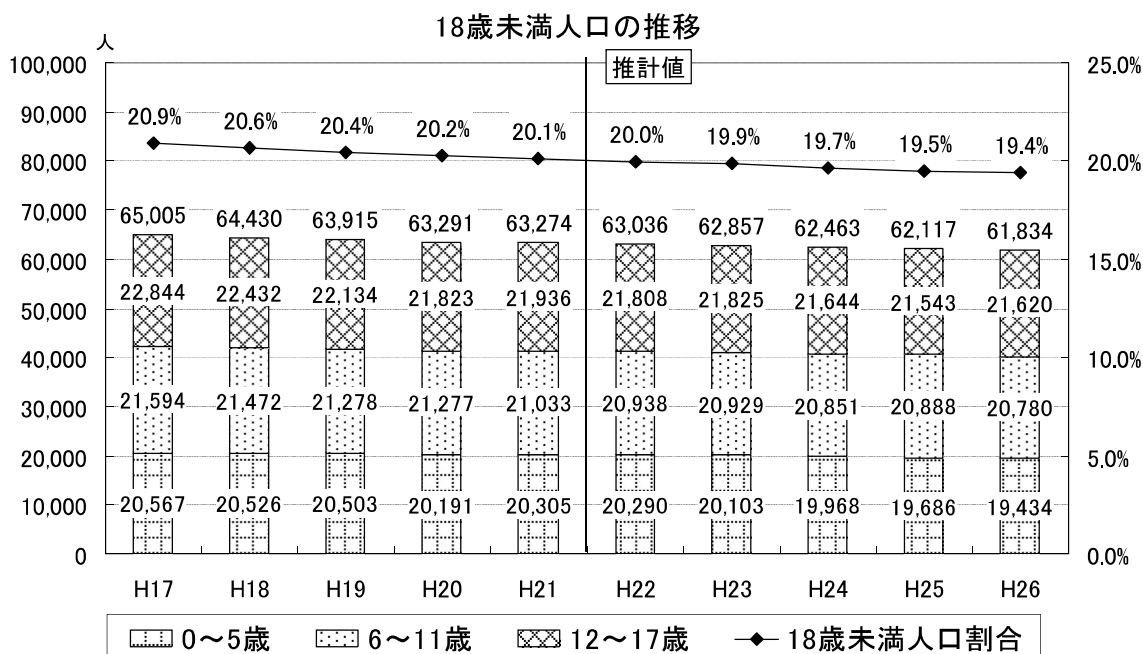
また、本計画における推進施策は、福祉行政分野にとどまらず、関連するすべての行政分野についても計画の範囲に含めるものとします。

6 計画人口

平成 21 年 4 月 1 日現在の 18 歳未満人口は 63,274 人で、総人口に占める割合は 20.1% となっています。

そのうち 0～5 歳が 20,305 人（18 歳未満人口の 32.1%）、6～11 歳が 21,033 人（同 33.2%）、12～17 歳が 21,936 人（同 34.7%）となっています。

住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法を用いて人口推計を行った結果、18 歳未満人口は徐々に減少することが予想され、平成 26 年に 61,834 人、18 歳未満人口割合は 19.4% と見込まれます。



※平成 17 年～平成 21 年は、住民基本台帳による実績値。平成 22 年～平成 26 年は、人口推計による推計値。

用語の解説

○コーホート変化率法

ある同時出生集団の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されるものと仮定して将来人口を推定する方法。